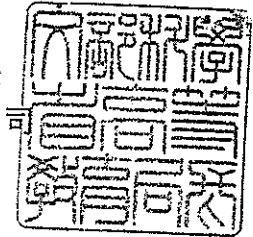




30文科高第307号
平成30年7月10日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長 殿
各国公私立高等専門学校長

文部科学省高等教育局長
義本博



(印影印刷)

平成30年7月豪雨により被災した学生への配慮等について（通知）

各大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、平成30年7月豪雨により被災した学生の修学の機会を確保するなどの観点から、下記の事項について十分配慮いただき、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1. 修学困難な学生に対する経済的支援

授業料等の納付が困難となった学生に対しては、各大学等における経済的支援に関する制度等の活用や、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実を図り、大学等で学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、配慮をお願いするとともに、支援を必要とする学生やその保護者に対し、以下の具体的な内容及び利用方法の周知をお願いします。

(1) 奨学金の申込み受付

本災害により家計が急変し修学が困難となった学生を対象に、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度のうち、通常と受給要件が異なる奨学金（緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子））の申込みを随時受け付けています。

(2) 返還不要の支援金給付

本災害により本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生を対象に、JASSO支援金（10万円（返還不要））の申請を随時受け付けています。

【参考】 独立行政法人日本学生支援機構「緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予、JASSO支援金の受付について（平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨）」

<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/18070903.html>

2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、文部科学省、独立行政法人日本学生支援機構や各大学等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、被災した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

3. 学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮

被災した学生の単位の認定、卒業の認定や学位の授与等に当たっては、弾力的に対処し、当該学生の進学・就職等に不利益が生じないように、配慮をお願いします。また、現在就職活動中の学生に対しては、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、相談業務の充実を図る等、きめ細かな就職支援の実施に努めていただくようお願いいたします。

なお、被災による心的ストレスを抱える学生の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

<本件連絡先>文部科学省代表番号：03-5253-4111

【日本学生支援機構における奨学金事業について】

高等教育局学生・留学生課奨学事業係 内線：2521

【授業料減免措置等について】

(国立大学)

高等教育局国立大学法人支援課 内線：2494

(公立大学)

高等教育局大学振興課公立大学係 内線：2418

(私立大学)

高等教育局私学部私学助成課助成第一係 内線：2545

(高等専門学校)

高等教育局専門教育課高等専門学校係 内線：3347

【外国人留学生への配慮について】

高等教育局学生・留学生課留学生交流室 政策調査係 内線：3360

【卒業及び単位の認定について】

(国公立大学)

高等教育局大学振興課法規係 内線：2493

(高等専門学校)

高等教育局専門教育課高等専門学校係 内線：3347

【就職支援について】

高等教育局学生・留学生課就職指導係 内線：3354

【メンタルヘルスについて】

高等教育局学生・留学生課厚生係 内線：2519